

平成 29 年 3 月 28 日

文化庁地域文化創生本部の設置について

文化庁では、平成 29 年 4 月 1 日付けで、京都府京都市に「地域文化創生本部」を設置し、本格移転の準備とともに、文化による地方創生や文化財を生かした広域文化観光など新たな政策ニーズに対応した事務・事業を地元の知見・ノウハウ等を生かしながら先行的に実施しますので、お知らせします。

1. 地域文化創生本部（以下、「本部」）の場所、組織は、以下のとおりです（別紙 1 参照）。

- ① 庁舎の場所 京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町 43-3
（京都市上下水道局旧東山営業所）
- ② 組織 本部長 文化庁長官
事務局（京都常駐）

2. また、本部設置に関して、以下の行事を行う予定です（別紙 2 参照）。

開所式等 平成 29 年 4 月 3 日（月）16 時～ 本部庁舎

参考 1：文化庁の移転に係る経緯について

参考 2：文化芸術創造都市振興室について

（お問合せ先）

（東京）文化庁機能強化検討室

山田 伊藤，松永，寺垣

電話：03-5253-4111（内線 4828, 4829），03-6734-4829（直通）

FAX：03-6734-4823

（京都）地域文化創生本部（4 月 3 日（月）以降）

電話：075-330-6720（代表），075-330-6723（直通）

FAX：075-330-6730

(別紙1) 文化庁地域文化創生本部について

1. 設置趣旨

京都市内に地域文化創生本部を設置し、本格移転の準備とともに、新たな政策ニーズに対応した事務・事業を地元の知見・ノウハウ等を生かしながら先行的に実施する。

2. 設置時期

平成29年4月1日

3. 庁舎の場所

京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町43-3
(京都市上下水道局旧東山営業所)

4. 本部の組織

本部長 文化庁長官
本部長代理 文化庁次長
副本部長 長官官房審議官, 文化部長, 文化財部長, 文化財鑑査官
事務局(京都に常駐) 事務局長以下38名(平成29年度予定)

(参考) 事務局職員の従前の所属先(平成29年度)

文部科学省・文化庁	10
地方公共団体	16(京都府5, 京都市5, 関西広域連合6(滋賀県, 奈良県, 和歌山県, 兵庫県, 堺市, 神戸市各1))
企業・経済団体	4(株淡交社, 株JTB西日本, 凸版印刷株, 京都商工会議所各1)
大学等研究者	3
大学事務職員	2(京都大学, 大阪大学各1)

ほかに、事務補佐員を3名雇用

5. 主な業務

(1) 総括・政策研究グループ

本部の総括、本格移転に向けた準備、新たな政策課題への対応のための調査研究、文化芸術創造都市づくりへの支援、東アジア文化都市2017への支援など

(2) 暮らしの文化・アートグループ

文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業、芸術祭関西公演、全国高校生伝統文化フェスティバルの開催、伝統文化親子教室事業など

(3) 広域文化観光・まちづくりグループ

観光拠点形成重点支援事業、歴史文化基本構想の策定支援など

6. その他

- (1) テレビ会議等ICTを活用しつつ、東京・京都を結んだ本部会議を定例的に開催。
- (2) 本部と地元(京都府, 京都市, 京都商工会議所, 関西広域連合, 関西経済連合会)との事業面での連携・協力を図るため、「地域文化創生連絡会議」を設置予定。

(別紙2)「開所式」について

1. 日 時

平成29年4月3日(月)16時~16時30分

2. 場 所

地域文化創生本部庁舎(京都市東山区)正面玄関, 3階会議室

3. 出席者 (予定)

政務3役, 文化庁長官
京都府知事, 京都市長, 京都商工会議所会頭
関西広域連合, 関西経済連合会関係者ほか

4. 次 第

銘板の除幕, 記念撮影
挨拶
祝辞

5. その他

閉式後, 以下の会議等を実施予定

16:40~16:55 第一回本部会議 ※取材可

京都(文化庁長官ほか)と東京(文化庁次長ほか)をテレビ会議システムで結んで開催する予定

17:00~17:30 文化庁長官記者会見

(参考 1) 文化庁の移転に係る経緯について

1. 経緯

- 平成 26 年 12 月 27 日 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(閣議決定)
- 平成 27 年 3 月～ 8 月末 「政府関係機関の地方移転」の提案募集
京都府が文化庁の移転を提案
- 平成 28 年 3 月 22 日 「政府関係機関移転基本方針」(まち・ひと・しごと創生本部決定)
- 平成 28 年 4 月 26 日 文化庁移転協議会(第 1 回)
(構成員) 内閣官房, まち・ひと・しごと創生本部事務局, 文部科学省・文化庁, 京都府, 京都市
(オブザーバー) 内閣人事局, 財務省
- 平成 28 年 7 月 11～24 日 文化庁が京都で ICT 実証実験を実施
- 平成 28 年 8 月 25 日 文化庁移転協議会(第 2 回)
「文化庁の移転の概要について」取りまとめ
- 平成 28 年 9 月 1 日 「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」
(まち・ひと・しごと創生本部決定)
- 平成 28 年 12 月 19 日 文化庁移転協議会(第 3 回)
「文化庁の移転について」取りまとめ

2. 文化庁の移転の進め方

「文化庁の移転について」(平成 28 年 12 月 19 日文化庁移転協議会)より抜粋

文化庁の移転は京都以外の全国各都道府県や幅広い国民の理解を得ながら、文化庁の機能の強化を図りつつ、組織の抜本的改編を行うものであるため、移転の概要等に基づき、次の①から③のとおり計画的・段階的に進めていく。

- ① 本年 7 月に実施した ICT 実証実験及び②で述べる先行移転を通して、遠隔地の部局との連携の方法や課題について検証を行う。
- ② 関西・京都地域の官民の協力を得て、文化庁の京都移転の具体的メリットを示すことにより国民の理解を得ることを目的とする先行的取組を行うとともに、本格移転の準備を関係部署と共同して進めるため、平成 29 年度から文化庁の一部を先行的に移転する。
- ③ ②と並行して、全面的な移転という方針を踏まえつつ、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編を検討し、これに係る文部科学省設置法の改正案等を平成 30 年 1 月からの通常国会を目途に提出することとする。これにより新たな政策ニーズに対応できる新・文化庁の執行体制を構築するとともに、業務に一時の停滞も来さないよう、東京及び京都で運用を開始する。

その上で、最終的には、京都と東京との分離により必要となる組織体制を整備しつつ、円滑に全面的な移転を実施することとする。

(参考2) 文化芸術創造都市振興室について

※ 本部の設置に伴い、これまでの文化芸術創造都市振興室（京都府庁旧本館内）の事務・事業を本部に引き継ぐこととします。

1. 経緯

- 平成19年1月 「関西元気文化圏推進・連携支援室」として京都府（京都国立博物館内、京都市東山区）に設置
- 平成24年4月 京都府庁旧本館内（京都市上京区）に移転
- 平成26年4月 「文化芸術創造都市振興室」に名称変更
- 平成29年3月末 組織廃止（4月から地域文化創生本部事務局総括・政策研究グループに業務移管）

2. 主な活動

- ・全国各地域の文化芸術創造都市づくりの支援，事例収集，調査研究
- ・創造都市ネットワーク日本（CCNJ）加盟への呼びかけ，広報支援
- ・創造都市を担う人材を育成するためのセミナー，意見交換のためのクリエイティブ・カフェ等の実施
- ・関西元気文化圏事業に関する取組への支援